

綾川町立滝宮小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1)いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2)いじめに対する基本理念

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

～いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より～

2 いじめ防止等に向けた基本方針

(1)いじめの未然防止

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に醸成する。そのためには、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、支持的風土のある学校・学級づくりに取り組む。

(2)いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」問題であることを十分に認識するとともに、日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

(3)いじめへの早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(4)重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかに綾川町教育委員会に報告し、その事態に対処する。

(5)教職員の指導力向上

教職員のいじめへの対応に係る指導力の向上を図るため、校内研修を充実させるとともに、実践力の向上を図る。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1)学校内の組織

①「生徒指導委員会」

各学期1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。確認、情報共有が必要な事案が生じた場合はその都度話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SC、SSWによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2)地域、関係機関との連携

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。

4 いじめの未然防止

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に醸成する。

(1)指導体制

- ① いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立する。

- ② いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについての校内研修を計画的に実施し、教職員間の共通理解を図り、資質の向上に努める。
- ③ いじめ問題の取り組みについての点検項目に基づく定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて、全教職員による取り組みの改善に努める。

(2) いじめを生まない土壌づくり

- ① 教育活動全体を通じて、集団の一員として自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ② 心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行う。
- ③ お互いを尊重し、生命や人権を大切にすることを指導や道徳教育の充実に努める。
- ④ 異学年集団活動を通して、自己有用感を高める。
- ⑤ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業を行うとともに、一人一人が活躍できる場を作る。
- ⑥ 道徳や学級活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを指導する。
- ⑦ 学級活動や児童会活動などにおいて、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。
- ⑧ インターネットで他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許されない行為であることを児童に指導し徹底するとともに、情報モラル教育について学校全体で取り組む。
- ⑧ 児童の日常の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑨ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。

(3) 家庭・地域との連携

- ① 本校の「いじめ防止基本方針」を学校便りやホームページで公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 いじめの早期発見

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。日ごろから、児童が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

- (1) 「児童がいるところには、教職員がいる」ことを意識し、すべての教職員が日頃から児童の様子に目を配る。
- (2) 全児童を対象にした、「あなたの声を聞かせてアンケート」を年4回(6月・9月・11月・2月)実施する。また、SCやSSWとの連携を充実するとともに、子どもの声をきき、子どもの視点に立って悩みを受け止められるようにする。
- (3) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気づいたことについて、教職員の情報交換を密に行う。
- (4) 個別面談での話や日記等の記述から、児童の悩みや対人関係の状況をきめ細かく把握する。
- (5) 児童が欠席や遅刻をしたり、ケガをした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (6) 養護教諭と連携し、けが等の背景にいじめがないか確認する。
- (7) 保護者のいじめ問題への関心を高め、保護者からの情報提供を促す。
- (8) 児童・保護者が相談しやすいように、次のような環境づくりに努める。
 - ① 教職員と児童及び保護者、児童間の好ましい人間関係を醸成する。
 - ② 個人情報に配慮し、秘密を厳守するとともに、安心感や信頼感を醸成する。
 - ③ 校外のいじめ相談窓口を周知する。

6 いじめの早期発見・対応相談週間を設け、児童・保護者を対象とした教育相談を実施する。

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応する。

(1) 基本的な流れ

- ① いじめについて訴えや情報があった時は、管理職の指示の下、問題を軽視することなく、本校の「いじめ

防止対策委員会」で事実関係を正確かつ迅速に調査する。

- ② いじめの認知については、「いじめ防止対策委員会」の調査を受け、職員会議で全教職員の共通理解を図る。
- ③ いじめられた児童、その保護者への支援を行う。
 - いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ④ いじめた児童への指導、その保護者への助言を行う。
 - いじめた児童に、当該児童の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ⑤ 他の児童への指導を行う。
 - 傍観者もいじめを助長していることを理解させる。
- ⑥ 速やかに綾川町教育委員会に報告し、連携を図る。
- ⑦ 関係機関(警察等)への相談・通報を行う。

(2)いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを防止するとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、直ちに学級担任等に連絡するとともに、管理職に報告する。

7 重大事態への対処

(1)重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。

(2)重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、綾川町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 綾川町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、事実関係を調査し、解決を図る。
- ③ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - 重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。
 - 重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。
 - 学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。

8 教職員の指導力向上

- (1)いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、日常的に教職員の共通理解を図る。
- (2)「かがやく笑顔をとれどもどすために」(県教育委員会)等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上に努める。

9 取り組みの評価

- (1)いじめ問題への取り組み等について、取り組んだ結果を検証する。
 - 学校及びその設置者は、重大事態ガイドラインのチェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて適切に実施できているか等の点検の実施を進めていく。
 - いじめは、単に謝罪をもって安易に解決することはできない。いじめが「解決している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (2)期待した結果が得られなかった場合には、その原因を分析し、取り組み内容や方法の見直しを行う。